

第四編

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物等の応急危険度調査判 定マニュアル

- . 調査判定のポイント
- I. 全体的な記入方法（W造と同じ）
- II. 整理番号等（W造と同じ）
- III. 建築物概要（W造とほぼ同じ）
- IV. 調査
- V. 総合判定（W造と同じ）

適用範囲 (P.3)

- 地震被害を受けた鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定に適用する（**プレキャストコンクリート構造や補強コンクリートブロック造も適用**）
- プレキャスト構造は、**構造部材よりも接合部に影響大**
- 以下の建築物等は適用範囲外とする
 - 10階程度以上の高層建築物
 - 大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊構造の建築物など

適用範囲 (P.3)

(2)

- 混構造については、それぞれの構法部分に対して、それぞれの応急危険度判定基準を適用し、総合判定で対応する。
→ 一番「キビシイ」判定を採用する。

S造と共通

調査方法 (P.5)

(4)

- ➡ 建築物によっては、外見からは構造種別が分からない場合がある。
- ➡ R C造かS R C造かは、地上階数が8以上であれば、S R C造
- ➡ S造かR C造かは、ノックしてみた音や感触で判断できる場合もある。
- ➡ 施設関係者へのヒアリングも有効。

S造とほぼ共通

調査票雛形 (P.13)

整理番号等、建築物概要は、「4. 構造形式 (赤枠)」以外は、W造及びS造と同じ (テキストP.13、記入例はP.80)

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 _____

調査者氏名 (都道府県/No) _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 _____
- 2 建築物所在地 _____ 2.1 住居整理番号 _____
- 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場・遊戯場等 16.その他 ()
- 4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造 () と ()
- 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
- 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

住宅地図整理番号	_____
3	_____
4	_____
上	階
下	階
ア	m
イ	m

調査票雛形 (P.13)

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	
判定	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. あり	3. 危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下		3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. あり		
	柱の被害 [下記⑤⑥の調査階 (被害最大)]			
(2)	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数 / 調査柱本数 損	1		
	⑥ 損傷度Ⅳの柱本数 / 調査柱本数 損	1		
	判定(2)	1		
	危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1		

「構造躯体に関する危険度（赤枠）」は、
W造、S造とは異なり、RC造
独自のもの（テキストP.13）

イ m

調査方法

1

判定(1)

①

②

③

調査票雛形 (P.13)

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地ずれ程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他 ()	1.安全		3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合		3.危険

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定されたものを2で総合判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注

コメント (構造躯体等が危険か、落下物)

「落下危険物、転倒危険物に関する危険度」は、
「屋根材」がないこと以外、W造及びS造と同じ (テキスト P.13)

適用範囲（P.59）

- 1) 地震被害を受けた鉄筋コンクリート造のラーメン構造または壁式構造の建築物等の応急危険度判定に適用
- 2) 建築物の規模
10階程度、または高さ30m程度まで
- 3) 高層建築物は、慎重に危険度を判定する。
 - ・再度被害を受けた場合の社会的影響度が大きい
 - ・柱が高軸力となっている可能性がある
 - ・転倒モーメントによる柱軸力の増大

IV. 調査

調査範囲

- 全ての物件について外観調査を行う。
- 外観調査による危険度判定がAランク（「調査済み」）となったものは、原則として内観調査も行う。なお、内観調査は建築物の使用者からヒアリングによってもよい。
- 外観調査にCランク（「危険」）となったものは、内観調査を省略できる。
- Aランク、Bランクで内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入する。

W造, S造
と共通

「1 一見して危険と判断される」場合

- 全壊の場合は、「1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階」の項目に○印を付し、総合判定で「危険」とし調査を終了する。
- 隣接しているがけや地盤などによる要因の原因は、「4. その他の項目」の（ ）内に理由を記入し、総合判定で「危険」として判定調査を終了する。
- 「危険」の場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を、具体的に記入する。

W造, S造
と共通

※計欄は数字で記入

RC

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	
	判定			
判定	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) _____ 階〕(壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)			
判定(2)	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超
	⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超
	判定(2)	1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又は Bランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する		1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

判定(1)

①

②

③

④

柱の被害最大の階

⑤

⑥

判定(2)

判定

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び 構造躯体に関する危険度」

表1 損傷度分類 (P.63→P.4,70)

損傷度Ⅲ：比較的大きなひびわれ（ひびわれ幅2mm程度）が生じているが、コンクリートの剥離は極めてわずかである。

損傷度Ⅳ：大きなひびわれ（ひびわれ幅2mm以上）が多数生じ、コンクリートの剥離も激しく、鉄筋がかなり露出している。（高さ方向の変形はない。）

損傷度Ⅴ：鉄筋の座屈や破断、破壊面に沿ってコンクリートのつぶれやずれ、及び柱の高さ方向の変形が生じている。開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。

表1 損傷度分類 (P.63→P.4,70)

損傷度Ⅲ：2 mm程度のひびわれは「Ⅲ」

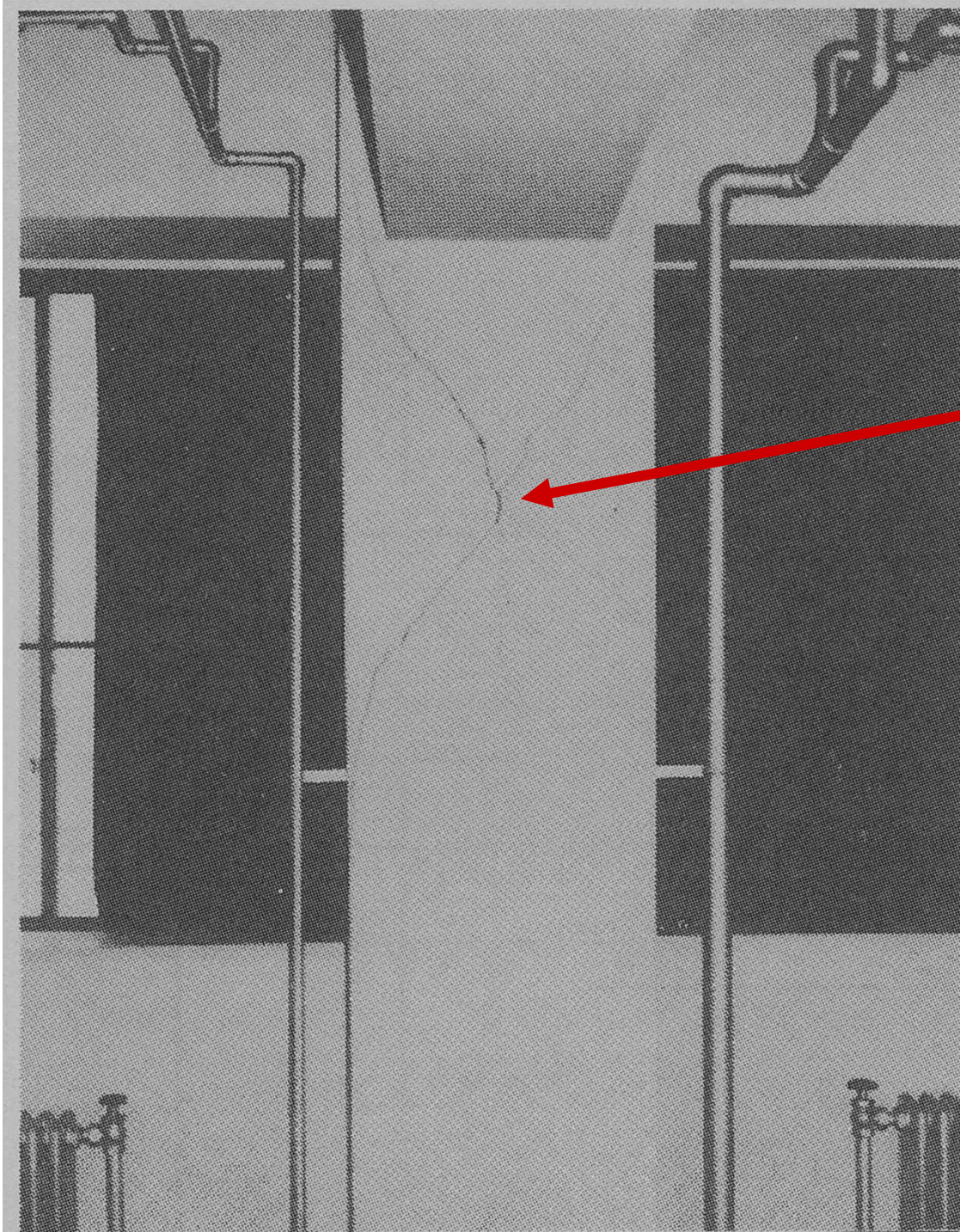
損傷度Ⅳ：鉄筋が見えたら「Ⅳ」

損傷度Ⅴ：サッシがつぶれていたら「Ⅴ」

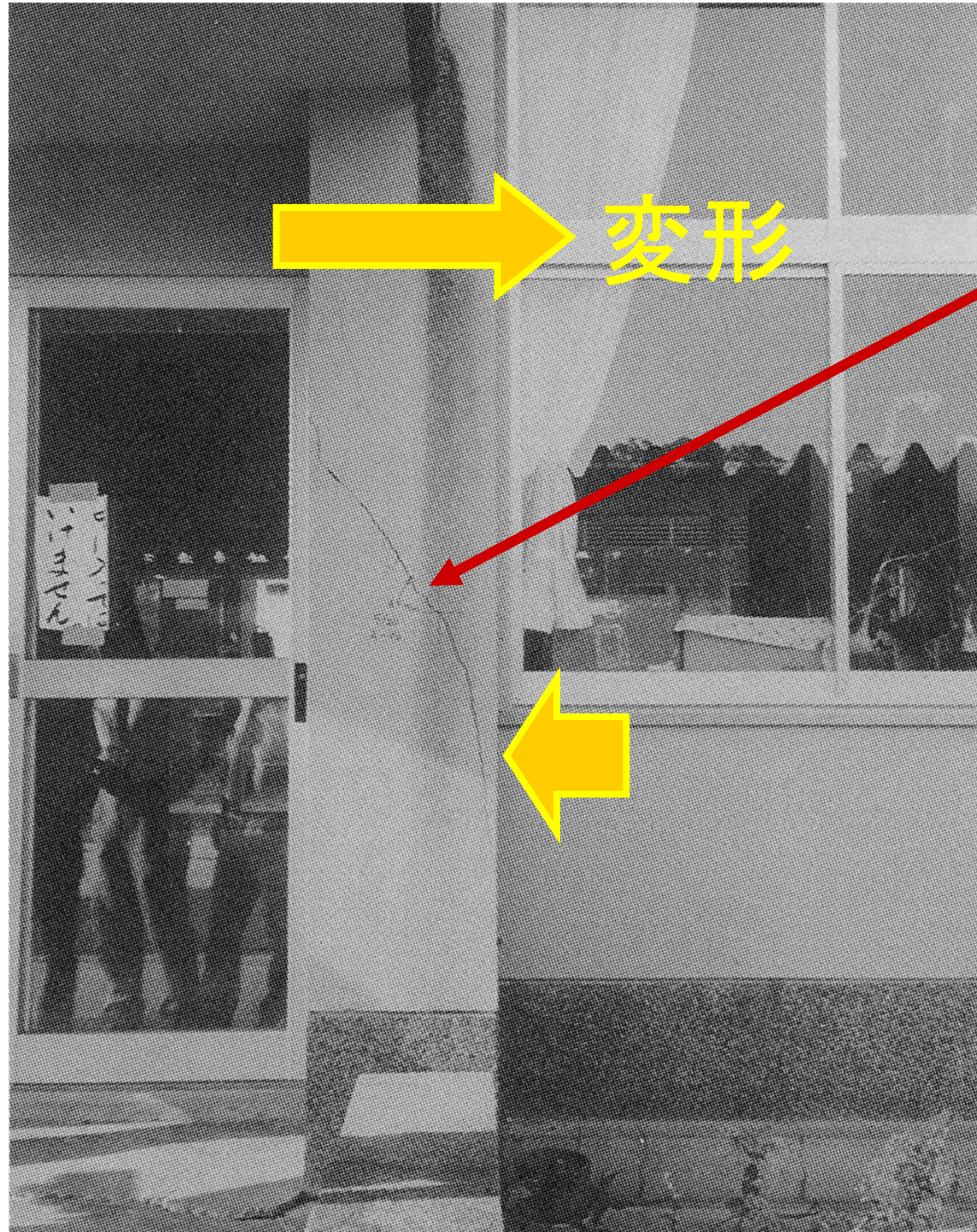
※ 損傷度Ⅰ、Ⅱは、応急危険度判定では判定しないレベル

損傷度III

柱にX字形の斜めひび割れが生じ、そのひび割れ幅は約2mm程度である。



損傷度III



変形

右側の腰壁の影響で短柱となり、左から右への変形時に、柱に斜めせん断ひび割れが発生している。



損傷度Ⅲ

柱のせん断ひび割れ

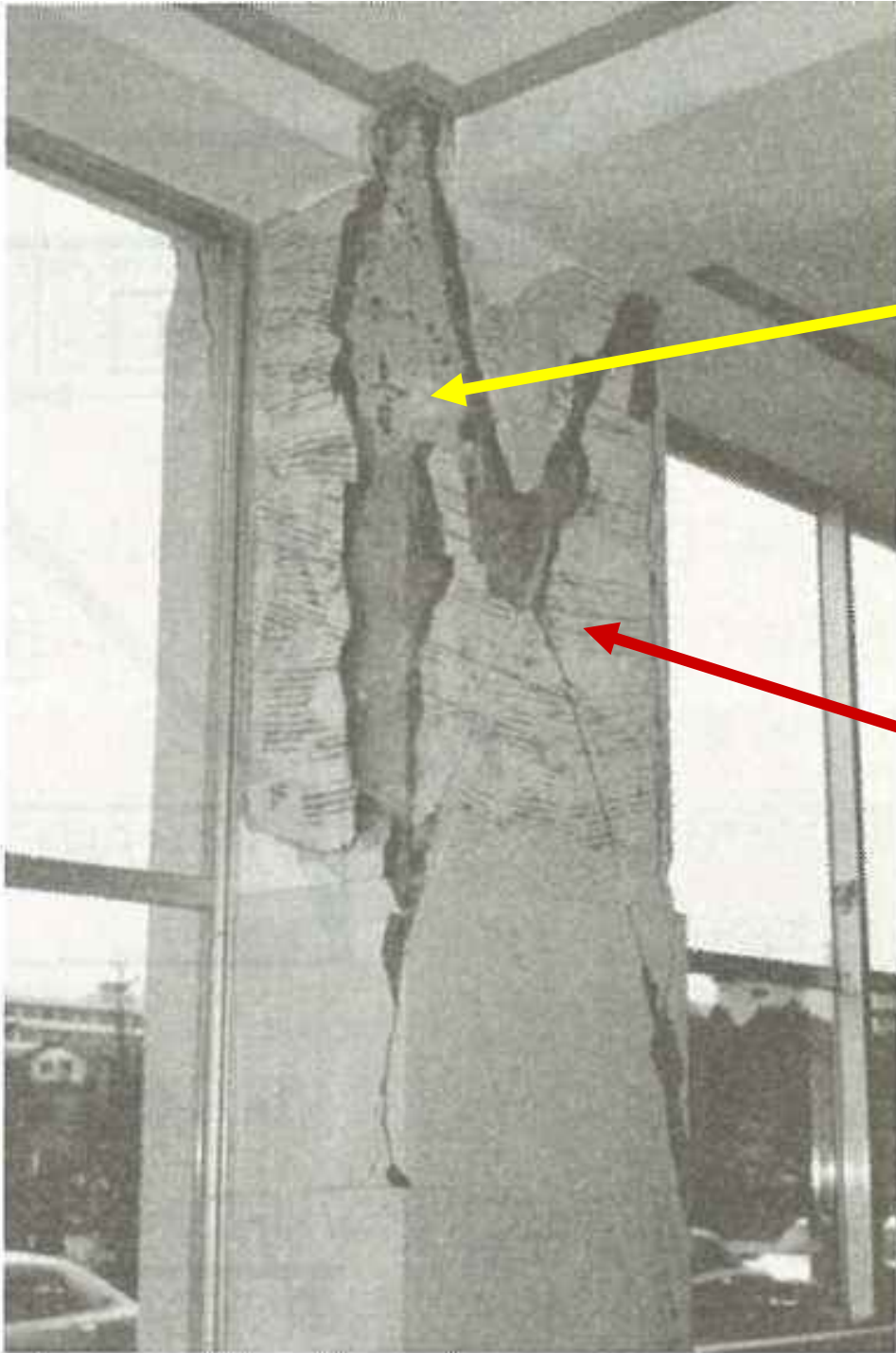
腰壁により、柱のクリアスパンが短くなっている。柱には、はっきりしたせん断ひび割れが発生している。

また腰壁の上端位置の柱には曲げひび割れも生じている。

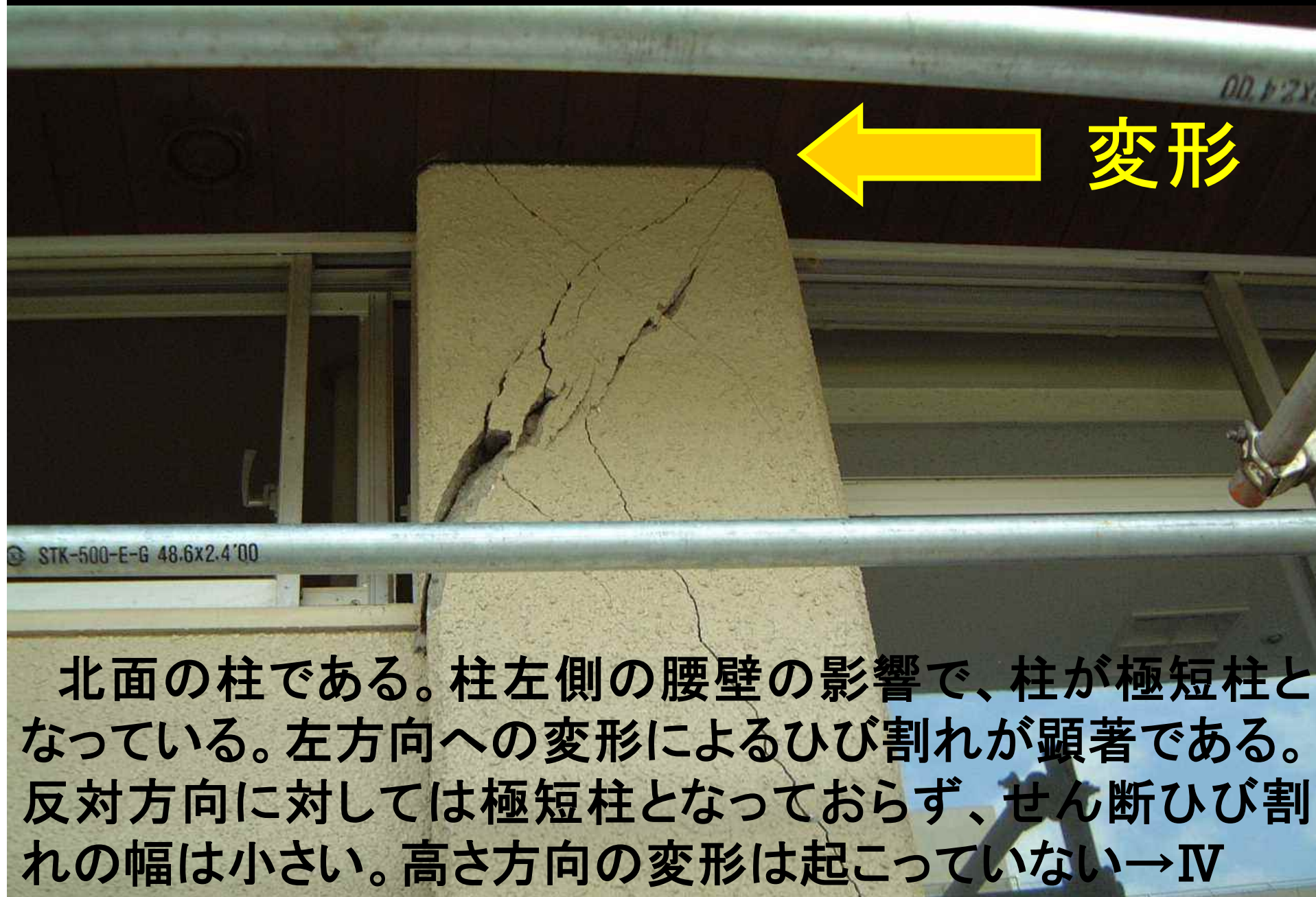
損傷度III

仕上げモルタルはかなり剥落しているが、柱のコンクリートの剥落は少ない。

柱には、**X**字形の斜めひび割れが生じている。



損傷度Ⅳ 柱の短柱化によるせん断破壊

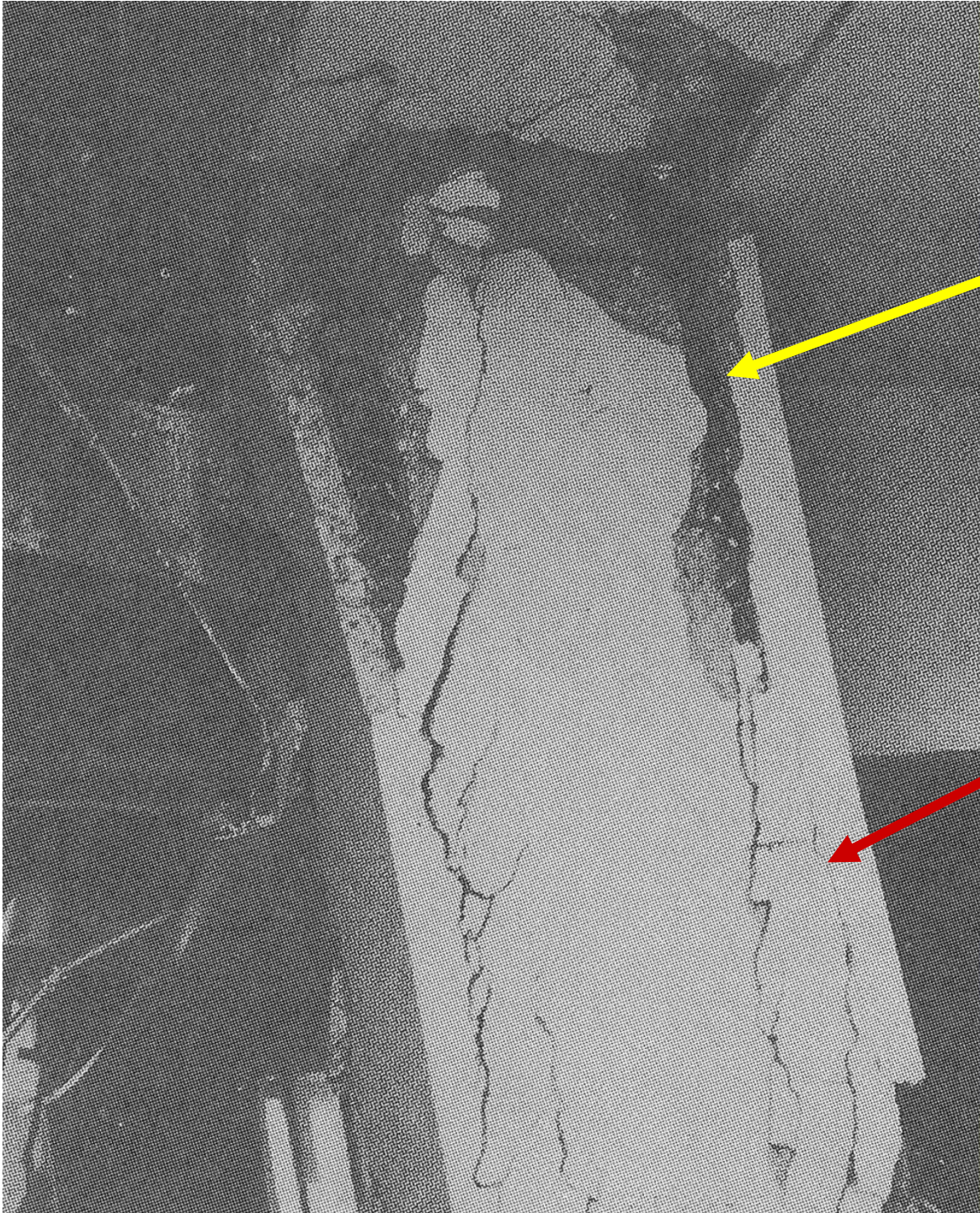


北面の柱である。柱左側の腰壁の影響で、柱が極短柱となっている。左方向への変形によるひび割れが顕著である。反対方向に対しては極短柱となっておらず、せん断ひび割れの幅は小さい。高さ方向の変形は起こっていない→Ⅳ

損傷度IV

柱頭のコンクリートが剥落し、鉛直方向の主筋が広範囲に露出している。

主筋に沿った大きなひび割れ（付着割裂ひび割れ）が柱の中央部にまで広がっている。





(損傷度Ⅳ)

長柱の上下端部に**曲げせん断破壊**が生じている。

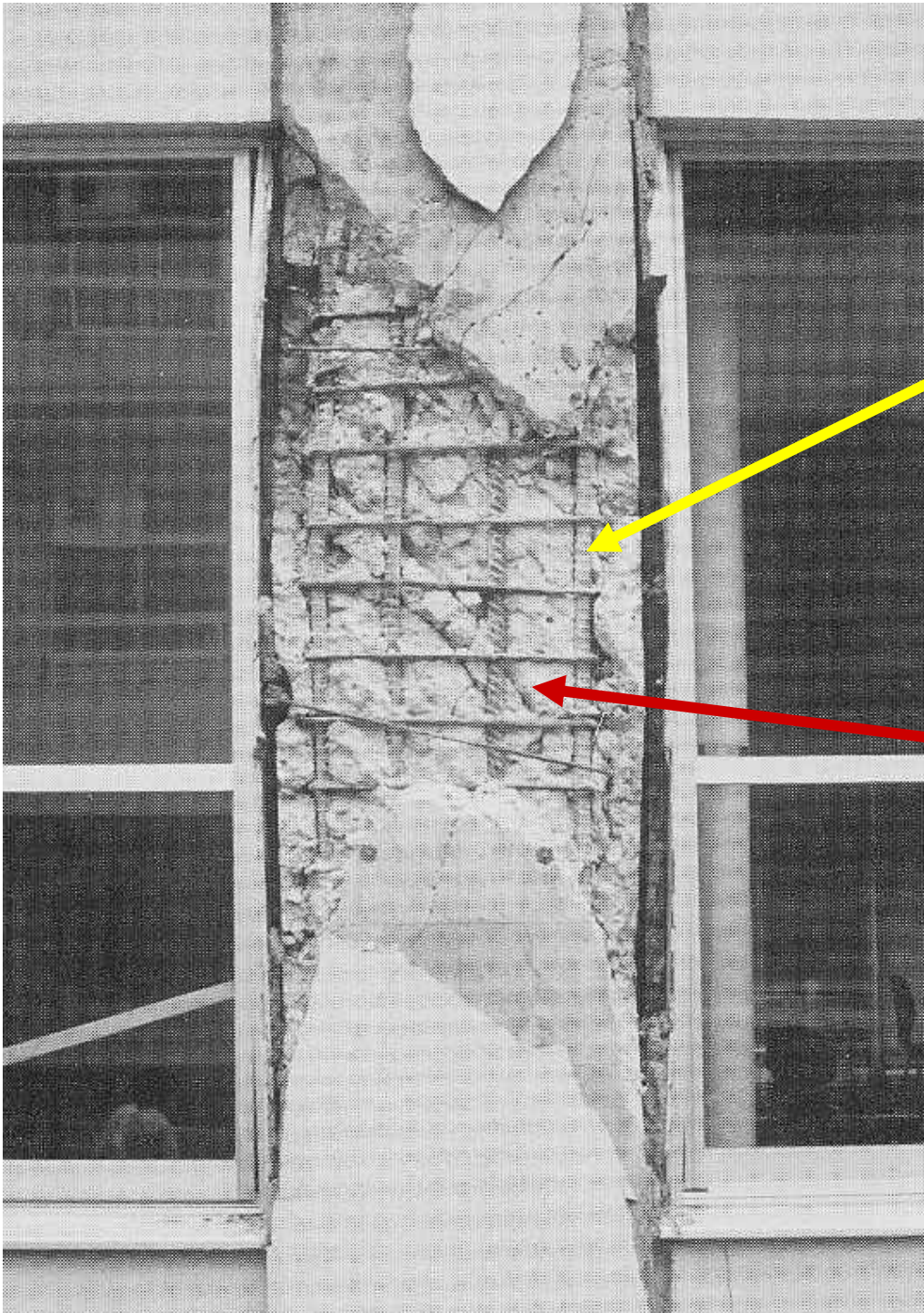
長柱の場合、その多くは引張り主筋が降伏し、長柱は曲げ降伏にいたる。一般に、**曲げ降伏する部材はせん断破壊する部材と比較して、安定した復元力特性を示す。**

この長柱の場合、上下端部において曲げ降伏には達したと推定されるが、柱幅と比較して**せん断補強筋間隔が大きい**ため、**曲げ降伏後のせん断破壊が生じている。**

損傷度IV

コンクリートの剥落が激しい。鉄筋が広範囲にわたって露出している。

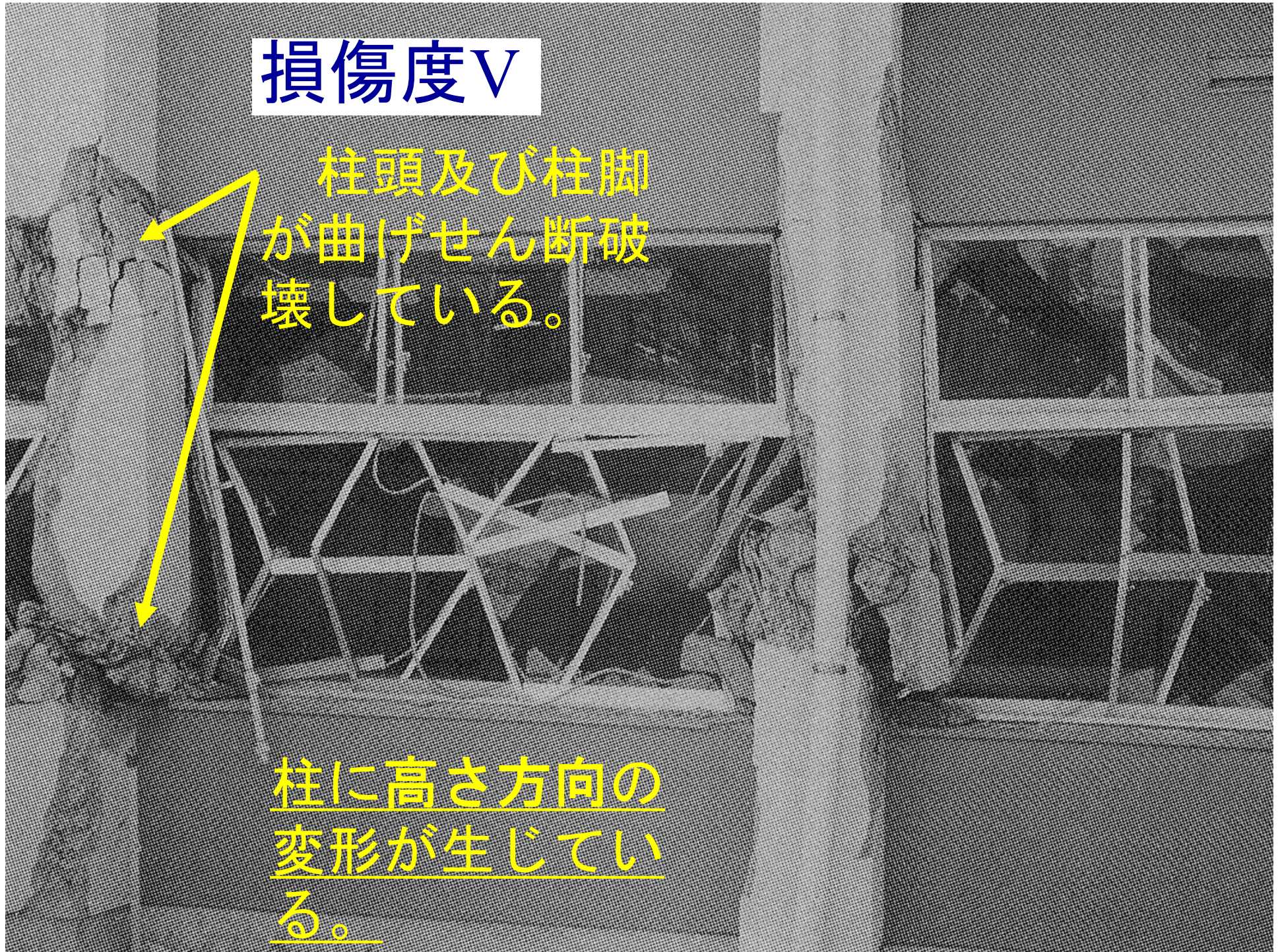
斜めせん断ひび割れが顕著である



損傷度V

柱頭及び柱脚
が曲げせん断破
壊している。

柱に高さ方向の
変形が生じてい
る。





(損傷度 V)

柱の上下端部で**曲げ降伏後のせん断破壊**が生じている。

せん断破壊で発生した斜めひび割れに沿って、柱が横方向にずれ、**鉛直方向荷重の支持能力を喪失**している。

損傷度V

壁に大きなせん断ひび割れが生じ、
壁の向こうが透けて見える。

柱に高さ方向
の変形が生じて
いる。



※計欄は数字で記入

RC

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	/
	判定			
判定(2)	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) _____ 階〕(壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)			
	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本	調査柱 _____ 本	(調査率 _____ %)
		1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超
⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本	調査柱 _____ 本	(調査率 _____ %)	
	1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超	
判定(2)	1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又は Bランクが2以上	
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する		1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

判定(1)

①

②

③

④

柱の被害最大の階

⑤

⑥

判定(2)

判定

判定-(2) P.71

- ②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険度
被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、**Bランク**と判定する。
- ③地盤破壊による**建築物全体の沈下**
- ・ **Aランク** 0.2m以下の範囲
 - ・ **Bランク** 0.2mを超え、1.0m以下の範囲
 - ・ **Cランク** 1.0mを超えた範囲
- ④不同沈下による**建築物全体の傾斜**
- ・ **Aランク** 1/60以下の範囲
 - ・ **Bランク** 1/60を超え、1/30以下の範囲
 - ・ **Cランク** 1/30を超えた範囲



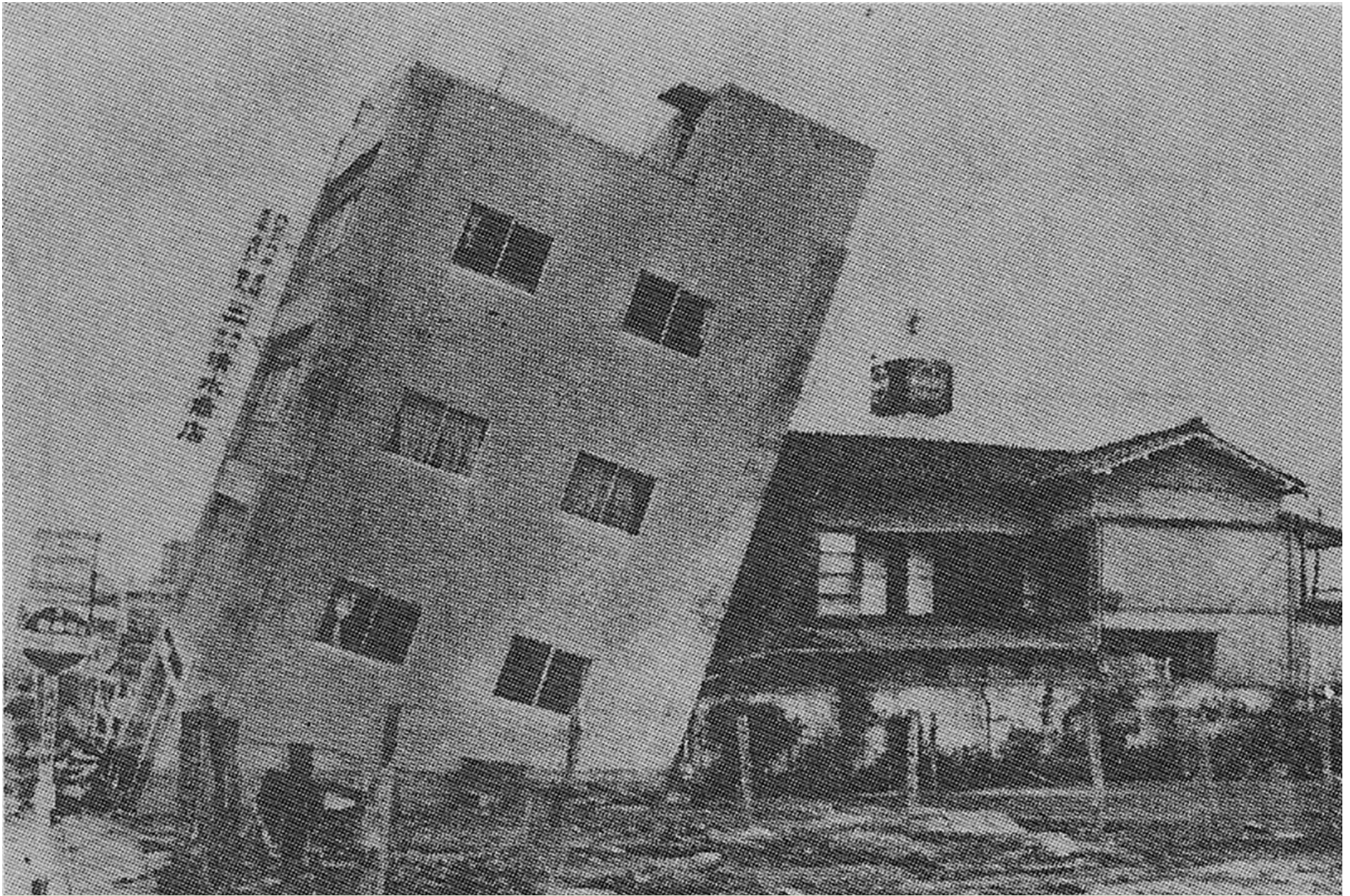
新潟地震 (1964年)

建築物の全体沈下と全体傾斜の被害例

建築物の全体沈下と全体傾斜の被害例



新潟地震（1964年）



建築物の全体傾斜が2度以上の被害例


柱、壁の被害 (P.76)

- 構造躯体の損傷状況については、被害の最も大きい階を調査する。
- ラーメン構造では最も被害の著しい方向の柱の被害に着目して判定する。
- 梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定する。
- 壁式構造の場合は柱の本数を壁の長さを読みかえて調査する。判定の対象になる壁は、幅45cm以上の耐震壁とする。
→ 壁の長さは目測でもよい。

調査率 (P.76)

- 判定結果が「1 調査済」となるような場合には、調査率が少なくとも50%以上となるようにする

$$\text{調査率} = \frac{\text{調査階での調査した柱本数 (壁長さ)}}{\text{調査階での柱総本数 (壁総長さ)}}$$



判定 (2) (P.76)

- ⑤ 損傷度Ⅴの柱の本数／調査柱本数
- ・ Aランク 1%以下の範囲
 - ・ Bランク 1%を超え、10%以下の範囲
 - ・ Cランク 10%を超えた範囲
- ⑥ 損傷度Ⅳの柱の本数／調査柱本数
- ・ Aランク 10%以下の範囲
 - ・ Bランク 10%を超え、20%以下の範囲
 - ・ Cランク 20%を超えた範囲

※計欄は数字で記入

RC

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	/
	判定			
判定	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30超
	⑤ ⑥	柱の被害 [下記⑤⑥の調査階 (被害最大の階) _____ 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)		
判定(2)	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本	調査柱 _____ 本	(調査率 _____ %)
		1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超
判定(2)	⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本	調査柱 _____ 本	(調査率 _____ %)
		1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超
判定(2)		1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又は Bランクが2以上
危険度の判定	判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

判定(1)

柱の被害最大の階

判定(2)

判定

判定（2）（P.76）

- 危険：建築物の沈下、傾斜、または構造躯体の被害のいずれかに対して1つ以上のCランクがある場合。
Cランクが無くても、Bランクが2つ以上ある場合。
- 要注意：建築物の沈下、傾斜、または構造躯体の被害のいずれかに対して1つのBランクがある場合。
- 調査済：「危険」又は「要注意」に該当しない場合。

※計欄は数字で記入

RC

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	/
	判定			
判定	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) _____ 階〕(壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)			
判定(2)	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)		
		1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超
	⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)		
		1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超
判定(2)		1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又は Bランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する		1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

判定(1)
①

②

③

④


柱の被害最大の階

⑤

⑥

判定(2)

判定



2. 隣接建築物・周辺地盤等及び 構造躯体に関する危険度の判定 (P.76)

判定－1と判定－2のうち、大きなほうの
危険度で判定する

1. 「調査済」 (要内観調査)
2. 「要注意」
3. 「危険」

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場 合	3.危険 Cランクが1以上ある場 合

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

判定

--

総合判定

--

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じ

**W造, S造
と共通**

3. 落下危険物、転倒危険物 に関する危険度

落下危険物、転倒危険物全体の判定基準

Aランク：危険性がないと考えられる場合

Bランク：被害の危険性が相対的に低い場合、
または予測される被害が比較的軽い場合

Cランク：既に傾いていたり、支持するものが
壊れていて落下する危険性が高い場合

①窓枠・窓ガラス

②外装材 湿式の場合

③外装材 乾式の場合

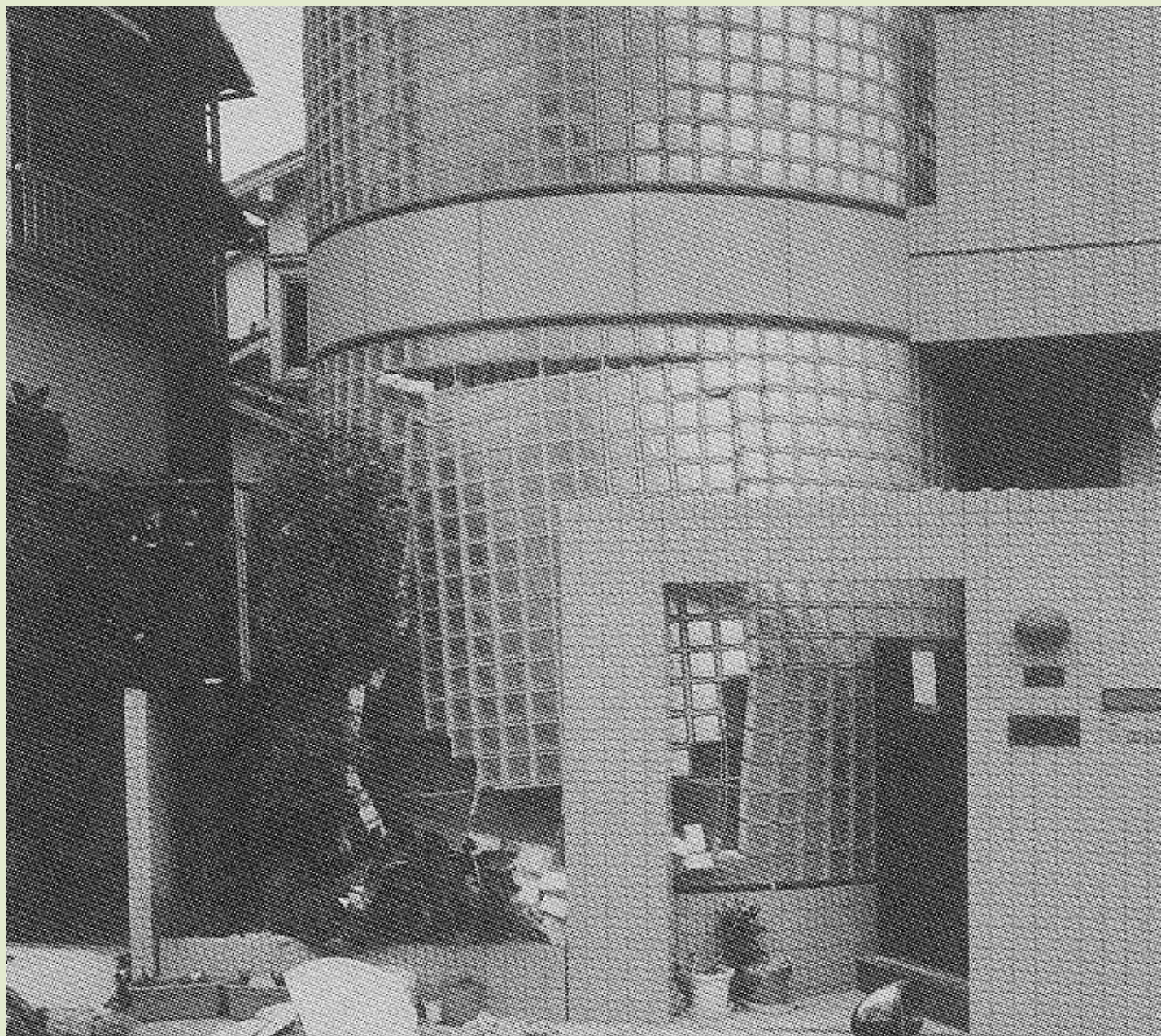
④看板・機器類

⑤その他

(ブロック塀、自動販売機、バルコニー)

W造,S造
と共通

落下危険物のCランクの例





落下危険物のCラ
ンクの例

鉄骨外階段のA L
C板の
落下危険性

落下危険物の Cランクの例



鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

総合判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じ

**W造, S造
と共通**

総合判定

総合判定の判定方法

- 調査の「1 一見して危険と判定される。」で危険な場合には「危険」
- それ以外は、調査の「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、**大きい方の危険度**で判定する。

W造, S造
と共通

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場 合	3.危険 Cランクが1以上ある場 合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

総合判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じ

W造, S造
と共通

コメント欄の記入方法


- コメント欄の内容は、判定ステッカーの注記欄と同じ内容にする。
- 構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、**具体的に**読んだ人が判断できるようにする。
- 立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上の必要な場合も記入する。

W造, S造
と共通

コメントの記入例

- 隣接建築物が倒れ込む危険があります。
- 擁壁が崩壊し、建築物が倒壊するおそれがあり、危険です。
- 構造躯体である 1 階の柱が大きな損傷を受けており、危険です。
- 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており、要注意です。
- 屋外看板が落ちかけており、危険です。
- 屋外階段付近が危険です。近づかない
ください。

W造, S造
と共通



最後に

- あくまでも「応急」
- 被災者の心のケアも重要
- コーディネーターも視野に



ご清聴ありがとうございました